

平成二十七年三月十三日受領
答弁第一〇七号

内閣衆質一八九第一〇七号

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出防衛大学校卒業生の任官拒否等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出防衛大学校卒業生の任官拒否等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「人数」については、防衛大学校の本科、理工学研究科前期課程、理工学研究科後期課程、総合安全保障研究科前期課程及び総合安全保障研究科後期課程における①募集人員数、②入校応募者数、③入校者数、④中途退校者数及び⑤本科を卒業した者であって自衛官への任官を辞退したもの（以下「任官辞退者」という。）の数を、平成二十二年度から平成二十六年度（平成二十七年二月末までに限る。）までについて、年度ごとにお示しすると、次のとおりである。なお、防衛大学校の本科以外の学生については、自衛官及び防衛省の事務官等から選抜されるため、⑤に該当する者はいない。

（一）本科

平成二十二年度	①四百八十人	②一万五千九人	③五百三十八人	④八十一人	⑤十二人
平成二十三年度	①四百八十人	②一万六千三百八十四人	③五百六十三人	④八十四人	⑤四人
平成二十四年度	①四百八十人	②一万六千百十五人	③五百二人	④九十人	⑤七人
平成二十五年度	①四百八十人	②一万六千九百五十七人	③四百五十人	④九十六人	⑤十人

平成二十六年 ①四百八十人 ②一万七千八百八十八人 ③五百七十人 ④九十一人

(二) 理工学研究科前期課程

平成二十二年度 ①九十人 ②七十九人 ③五十三人 ④二人

平成二十三年度 ①九十人 ②七十二人 ③五十七人 ④二人

平成二十四年度 ①九十人 ②八十四人 ③六十一人 ④一人

平成二十五年度 ①九十人 ②七十九人 ③四十九人 ④零人

平成二十六年 ①九十人 ②六十七人 ③四十四人 ④零人

(三) 理工学研究科後期課程

平成二十二年度 ①二十人 ②四人 ③四人 ④零人

平成二十三年度 ①二十人 ②四人 ③四人 ④零人

平成二十四年度 ①二十人 ②四人 ③四人 ④零人

平成二十五年度 ①二十人 ②四人 ③四人 ④零人

平成二十六年 ①二十人 ②四人 ③四人 ④零人

(四) 総合安全保障研究科前期課程

平成二十二年度 ①二十人 ②三十六人 ③十人 ④一人

平成二十三年度 ①二十人 ②四十一人 ③十二人 ④二人

平成二十四年度 ①二十人 ②十九人 ③六人 ④一人

平成二十五年 ①二十人 ②三十六人 ③十四人 ④一人

平成二十六年 ①二十人 ②二十六人 ③十三人 ④一人

(五) 総合安全保障研究科後期課程

平成二十二年度 ①七人 ②十二人 ③四人 ④零人

平成二十三年度 ①七人 ②九人 ③三人 ④二人

平成二十四年度 ①七人 ②三人 ③二人 ④一人

平成二十五年 ①七人 ②四人 ③二人 ④一人

平成二十六年 ①七人 ②六人 ③四人 ④一人

お尋ねの「人数の推移」については、特段大きな増減はなく、おおむね横ばいで推移していると考えて

いる。任官辞退者の自衛官への任官の辞退理由については、本人の進路の考え方の変化によるものと考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

二について

幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる防衛大学校において、任官辞退者が生じることが極めて残念であると考えている。

三について

御指摘の「告訴人K」が、平成二十六年五月に、防衛大学校の別の学生らから私的制裁を受けていたことは、所要の調査により確認している。幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる同校において、不法又は不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為が行われることはあってはならないと考えている。

同校においては、確認された当該私的制裁を含め、不適切な学生間の指導に関する事実関係の調査及び同種事案の再発防止を図ることを目的として、同年八月に、防衛大学校長を委員長とする「学生間指導事案臨時調査委員会」を設置し、現在、事実関係の調査等を行っているところである。

四について

お尋ねの期間が必ずしも明らかではないが、平成二十一年度から平成二十五年度までの直近五年間において、お尋ねの「式典への参加」については、防衛大学校では、平成二十一年度から平成二十四年度までの間は、任官辞退者を卒業式典に参加させていたが、平成二十五年度は、同校の設置目的に鑑みて、自衛官への任官の意思のない者を卒業式典に参加させることは適当ではないとの考えから、任官辞退者を卒業式典に参加させていないものと承知している。また、お尋ねの「謝恩会」の意味するところが必ずしも明らかではないが、卒業式典当日に行われる午さん会は、自衛官に任官した者が家族と共に任官を祝うことが主たる趣旨であることから、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、任官辞退者は当該午さん会には参加していないものと承知している。さらに、お尋ねの「防衛大学校正門からの退出も禁じられ」たか否かについては、平成二十一年度から平成二十五年度までの間、任官辞退者が防衛大学校の正門以外から退出させられたとの事実があったとは承知していない。